

令和6年能登半島地震により被災された世帯への射水市災害見舞金等の支給
について（令和5年度射水市一般会計補正予算（第8号））

1 射水市災害見舞金について（既存）

り災証明書における住家の被害の程度に応じて、災害見舞金を支給する。

支給金額	全壊	10万円
	大規模半壊、中規模半壊、半壊	5万円
	準半壊	2万円

2 射水市生活応援金について（新規）

被災世帯に対し、破損した日常生活用品購入を支援するため、応援金を支給する。

(1) 対象者

り災証明書における住家の被害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊である世帯の世帯主

(2) 支給金額

単身世帯：5万円 2人以上世帯：10万円

※世帯構成は、り災証明書の「世帯構成員」欄で判断するものとする。

(3) 支給方法

ア 災害見舞金の申請があった世帯へ案内文を送付し、原則見舞金の振込口座へ振り込む。

イ 生活応援金支給申請書の提出のあった世帯へ支給する。

3 被災者生活再建支援金（射水市独自制度）について（新規）

住宅が準半壊の被害を受けた世帯に対し、住宅の再建方法に応じ、支援金を支給する。

※国及び県の被災者生活再建支援制度の対象となっていない「準半壊」世帯を対象とした射水市独自の制度

(1) 対象者

り災証明書における住家の被害の程度が「準半壊」である世帯の世帯主

(2) 申請期間

災害が発生した日から37ヶ月（令和9年1月31日まで）※国・県制度と同様

(3) 支給金額

住家の被害の程度	住宅の再建方法	支援金
準半壊	住宅を建設・購入する場合	50万円
	住宅を補修する場合	25万円
	住宅を賃借する場合	15万円

※単身世帯の支援金の額は、上記金額の3/4の額とする。